

# 大阪府行政書士会への 行政書士法人成立（入会）届出のご案内

令和4年9月9日

## 1. 大阪府内に主たる事務所を設置する場合

### 【提出書類】

行政書士法人成立届出書	2通
登記事項証明書	2通（原本1通・コピー1通）
定款の写し	2通（原本証明印を押印したもの）
会員届（法人用）	1通
誓約書（法人用）	1通
職印届（法人用）	1通

【費用】 届出手数料	20,000円
入会金	250,000円

## 2. 他都道府県に主たる事務所、大阪府内に従たる事務所を設置する場合

### 【提出書類】

行政書士法人入会届出書	2通
登記事項証明書	2通（原本1通・コピー1通）
	※主たる事務所の所在地管轄の法務局が発行した、 従たる事務所の記載がある登記事項証明書
定款の写し	2通（原本証明印を押印したもの）
会員届（法人用）	1通
誓約書（法人用）	1通
職印届（法人用）	1通

【費用】 届出手数料	2,000円
入会金	250,000円

※費用のお振込みを希望される場合は、ご連絡のうえ、次の振込口座にお振込みください。

振込人名が届出法人名と異なる場合は、受付できませんのでご了承ください。

ゆうちょ銀行（当座）〇九九店（ゼロキユウキユウ店） 口座番号：0103197

（ゆうちょ銀行窓口から送金される場合は、払込取扱票を送付させていただきます）

※法人成立に伴い、社員・使用人となる会員の行政書士変更登録が必要となります。行政書士法人成立の届出とともに手続きを行ってください。なお、提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続きについて」をご参照ください。

※法人名簿登載後、入会必要諸物品費 6,000円、会費月額 5,500円を納入ください。